

都市計画施設の区域及び市街地開発事業の施行区域内
における建築許可に関する取扱い要綱

(趣旨)

第1条 本要綱は、都市計画施設の区域及び市街地開発事業の施行区域(以下「区域」という。)内における、都市計画法(昭和43年法律第100号。以下「法」という。)第53条第1項の許可について、市長が許可を行うことができる場合について定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語は、法及び建築基準法(昭和25年法律第201号)並びにその政令及び省令で定めるものをいう。

(許可の方針)

第3条 市長は、法第53条第1項の規定による許可の申請があった場合において、当該建築物が次に掲げる要件に該当し、かつ、容易に移転し、若しくは除去することができるものであり、円滑な都市計画事業を施行する上で支障を及ぼすおそれがないと認める場合は、その許可を行うことができるものとする。

(1) 階数が三であり、かつ、地階を有しないこと。

(2) 主要構造部が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これに類する構造であること。

(3) 建築物が区域の内外にわたる場合、区域内の部分を容易に分離できるなど、設計上の配慮がなされていること。

(必要書類)

第4条 第3条の規定による許可の申請にあたっては、別紙様式、矩計図その他市長が必要と認める資料を添付することとする。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。